

65歳以上の方の 介護保険料

本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。40～64歳の方は、国民健康保険税や職場の医療保険料と合わせて納付しますが、65歳以上の方は、知多北部広域連合に納付します。

問い合わせ

- ・知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2261
- ・役場ふくし課 内線127



介護保険料の額

保険料基準額（年額6万6396円）を基準にして、前年所得等に基づき所得段階別に保険料を決定します。詳細は7月中旬に送付する介護保険料額決定通知書で確認してください。

賦課期日は 毎年4月1日です

4月1日以降、新たに被保険者資格を取得した方は、資格を取得した月（65歳以上で新たに住民となった方は、住民となった日の属する月、4月2日以降に65歳に到達する方は誕生日の前日の属する月）から保険料の賦課がはじまります。

納付方法は3種類

- ①年金からの天引き（特別徴収）
 - ②納付書による納付
 - ③口座振替（普通徴収）
- 年6回に分けて保険料を納付します。8月年金も仮徴収として介護保険料

納付方法	納付時期
特別徴収 年金からの天引き	第1期分（4月年金・仮徴収）
	第2期分（6月年金・仮徴収）
	第3期分（8月年金・仮徴収）
	第4期分（10月年金・本徴収）
	第5期分（12月年金・本徴収）
	第6期分（ <small>譯</small> 2月年金・本徴収）
普通徴収 納付書による納付 または口座振替	第1期分（7月31日納期限）
	第2期分（8月31日納期限）
	第3期分（10月2日納期限）
	第4期分（10月31日納期限）
	第5期分（12月25日納期限）
	第6期分（ <small>譯</small> 2月29日納期限）

- ※4月以降に65歳になった方や転入した方などで6、8、10、12、2月の各1日時点の状況で年金保険者（日本年金機構など）から連絡があった方は、約6か月後の年金から天引きされます。
- ※特別徴収対象年金は、老齢（退職）年金、障害年金および遺族年金です。
- ※普通徴収の方が納付書で納付できる場所は、納付書裏面をご確認ください。

65歳以上の普通徴収 に該当する方へ

●**口座振替制度に変更を！**
□座振替を希望される方は、役場ふくし課、知多北部広域連合または金融機関で手続きができます。

の天引きをしますが、10月以降の年金で、仮徴収した保険料と確定した保険料との差額を天引き（本徴収）して調整します。

- ・持ち物 利用する口座の通帳と通帳印
- コンビニエンスストアでも納付可能！**
バーコード付きの納付書はコンビニエンスストアで納付が可能です。ただし、納付書記載の「コンビニエンスストア使用期限」を過ぎた納付書やバーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでの取り扱いができませんのでご注意ください。

負担割合証

サービスを利用する際にかかった費用のうち、自己負担分（所得金額などに応じて1～3割）をお支払いいただきます。要介護・要支援認定を受けている方全員に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付いたしますので、サービスを利用される方は、ケアマネジャーやサービス事業者へ提示してください。

減免制度の 利用は相談を

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の減収や災害などで保険料の納付が困難な方は、利用者負担額の減免制度が利用できる場合がありますので、問い合わせ先へ相談してください。

●対象

13ページの表1中、減免の対象要件すべての項目に該当する方（生活保護受給者を除く）
※災害などの事情による利

介護サービス 利用に関する 法律相談 (無料、予約制)

●とき

8月3日(木)
午後1時30分～4時30分

●ところ

東海市しあわせ村
保健福祉センター

●対象

知多北部広域連合から要
介護または要支援の認定
を受けた被保険者および
その介護者

●定員 6名(先着順)

●応対者

熊田法律事務所弁護士

●相談対象事項

介護サービスの利用上で
生じたサービス事業者と
のトラブルに関する相談
で、法律問題を含む内容の
もの(同一案件3回まで)
例…請求された料金が契
約と異なる、サービス事
業者の対応により精神的
あるいは肉体的苦痛を感
じた など

●申込み

7月10日(月)～24日(月)
の平日に電話で問い合わ
せ先へ

※相談内容がわかるよう
にしておくこと

●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課
☎052-689-1651

表1

保険料の 所得段階	利用者 負担額の 減免割合	減免の対象要件
第1 段階	4分の3	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人の場合は32万円加算した額、以後世帯員が1人増えるごとに32万円加算した額)以下の方 ※年金なども含む ・市町村民税の課税者に扶養されていない方(同一生計方を含む) ・世帯の預貯金額の合計が350万円(世帯員2人の場合は100万円加算した額、以後世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額)以下の方 ・介護保険料を滞納していない方
第2 段階	2分の1	
第3 段階		

利用者負担の減免の詳細は
問い合わせ先へ

●申請方法

申請書を問い合わせ先へ

利用者負担段階区分	上限額
課税所得690万円 (年収約1,160万円)以上	世帯140,100円
<ul style="list-style-type: none"> ・課税所得380万円 (年収約770万円)以上 ・課税所得690万円 (年収約1,160万円)未満 	世帯93,000円
住民税課税～課税所得380万円 (年収約770万円)未満	世帯44,400円
住民税世帯非課税	世帯24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額およびその他 の合計所得金額*の合計が80 万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者 	個人15,000円
生活保護の受給者	個人15,000円
利用者負担を15,000円に減額する ことで、生活保護の受給者となら ない場合	世帯15,000円

* その他の合計所得金額…地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)から課税年金の所得金額を控除した金額。土地等の売却などにより特別控除額がある場合は、長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額を控除。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

高額介護 サービス費の申請

同じ月に利用した介護保

険サービスの利用者負担を
合算(同じ世帯内に複数の
利用者がいる場合には世帯
合算)し、上限額を超えたと

きは、申請により超えた分
が「高額介護サービス費」と
して後から支給されます。